

○業務の名称及び業務番号

「令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託」

（業務番号：7地環第70号）

①入札説明書

②業務委託仕様書

③競争入札参加資格審査申請書様式

④競争入札参加資格申請の手引

入札説明書

I 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務の名称及び業務番号

業務名：令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託
業務番号：7地環第70号

(2) 業務期間（委託期間）

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(3) 委託内容

「令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務場所

東彼杵町、大村市、諫早市及び長崎市
※場所の詳細については、別添「仕様書」のとおりとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年10月2日（木）10時00分

場所：長崎県庁行政棟5階501会議室（長崎市尾上町3-1）

- ・電送及び郵送による入札は認めない。
- ・なお、入札・開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2(1)の部局に確認すること。

(6) 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書等（資格審査結果通知書の写しのほか、名刺、運転免許証、健康保険証など。）を入札執行者又は補助者に提示すること。

(7) 入札書の記載方法

- ①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできないこと。
- ⑤代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の

記名押印が必要であること。

⑥入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

(8) 入札保証金

以下のいずれかで対応すること。

①入札保証金の納付

- 1) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること(入札書に記載するのは税抜きであることに注意すること)
- 2) 納付に係る書類の様式は特に定めないが、事前に2(1)の部局へ連絡をしたうえで、次の事項を記載した申出書を令和7年9月25日(木)正午までに、2(1)の部局へ提出すること(書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可)。
 - ・宛名(長崎県知事)
 - ・作成日
 - ・入札者の住所または所在地、氏名または名称及び代表者名(代表者印(個人の場合、本人の印)を押印)
 - ・申出内容(「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載)
 - ・業務名 令和7年度西九州新幹線(長崎～武雄温泉)騒音振動調査業務委託
 - ・入札保証金納入額
- 3) 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、最寄りの金融機関において納付すること。
- 4) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年9月26日(金)正午までに2(1)の部局へ提出すること。

②県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する

- 1) 入札保証保険契約の付保額が契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上となることに留意すること。
- 2) 入札保証保険証書は、その写しを令和7年9月25日(木)までにFAX等により2(1)の部局に提出し、正本を入札前までに提出すること。
- 3) 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。

③入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する

- 1) 「同種」については、工事、船舶及び物品を除く契約に限る。
- 2) 「同規模」については、長崎県財務規則により次の3段階に区分して判断する。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

- 3) 契約を締結したことの証明は契約書の写しで構わない。(原本証明を行ったものを提出)
- 4) 本証明に基づき入札保証金の免除を申請する場合は、該当する契約書の写し(2件)に免除申請の旨を記載した申請書(会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印)を

添え、令和 7 年 9 月 25 日(木)までに 2(1)の部局へ提出すること。

(9) 契約保証金

- ①契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - 1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、履行保証保険の契約期間は、契約予定日からとすること。
 - 2) 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間の同種、同規模の契約の履行証明（2 件以上）を提出する場合。（同種、同規模の考え方については 1（8）③ 1）、2）と同様）

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

- ①競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- ②入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③入札者が連合して入札したとき。
- ④入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- ⑥指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨入札者又はその代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- ⑩入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ①長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された

- 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
- ②落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - ③落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - ④落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合は、入札者立ち会いのもとに、再度又は再々度の入札及び開札を行うこととする。

(12)契約書の作成等

- ①落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内に契約が締結できるよう手続きを行うこと。
- ②その他入札、開札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13)競争入札の参加資格

令和7年9月10日告示に基づく資格審査申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者。（当該告示は、長崎県ホームページに掲載中。）

2 その他

(1)当該契約事務に関する担当部局（申請書の交付、提出場所及び問合せ先）

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1

名称：長崎県県民生活環境部地域環境課（環境監視班）

電話：095-895-2356

FAX：095-895-2572

(2)入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ①入札参加を希望する者は、一般競争入札の参加者の資格等について（令和7年9月10日告示）に定める審査申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。
- ②申請の受付期間は、この入札に関する公告の日から令和7年9月18日（木）まで（ただし、県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札書等の関係様式は公告時に県が示した様式を使用すること。

令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託仕様書

本仕様書は、長崎県（以下「甲」という。）が発注する「令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務」（以下「業務」という。）について、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1. 目的

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）」（以下「環境基準」という。）において、環境基準の基準値及び達成目標期間が定められており、新設新幹線鉄道に係る達成目標期間については、開業時に直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとされている。

また、新幹線鉄道振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年3月12日付け環大特第32号）」（以下「指針」という。）において、指針等を達成するために所要の措置を講ずるよう勧告されている。

本業務では、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）の本県区域において、沿線の騒音及び振動測定を実施し、環境基準等の達成状況を把握する。

2. 業務の場所

東彼杵町、大村市、諫早市及び長崎市内の西九州新幹線（長崎～武雄温泉）
沿線11地点（別紙 測定点一覧のとおり）

3. 業務の委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務内容

（1）新幹線鉄道騒音・振動の測定・評価

1）基本事項

①新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道騒音の測定・評価は、環境基準に準じて実施すること。また、測定・評価の具体的な方法は、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（令和7年6月、環境省）」（以下「マニュアル」という。）を参考とすること。

②新幹線鉄道振動

新幹線鉄道振動の測定・評価は、指針に準じて実施することとし、これに定めのない事項については、以下によること。

- ・上下線の列車が重なって通過し、各列車を区別して評価できない場合は欠測（測定不能）とする。
- ・自動車振動等により、測定に支障が生じた場合は欠測とする。
- ・連続して通過する列車の本数は、欠測となった列車を除いて数える。

2）調査手順

調査手順は以下のとおりとする。

① 騒音・振動調査

乙は、別紙測定点一覧に示すⅡ地点において、騒音・振動測定を実施すること。新幹線鉄道騒音・振動の測定に際しては、マニュアル 6.3.2 の注記 5 の措置を適用してもよい。

なお、調査日程は、あらかじめ甲と協議すること。

② 調査結果の報告

乙は、①に定める調査の結果を様式Ⅰ～Ⅲにより、調査終了後 10 営業日以内に甲に報告すること。

(2) 調査期間中の報告

乙は、調査期間中にあっても甲の求めに応じて調査結果の中間報告を行わなければならない。

5. 打合せ等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の遂行に当たり、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 乙は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議するものとする。

6. 関係官庁への手続き等

(1) 乙は、業務の実施に当たっては、甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

(2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

7. 土地への立入り

(1) 乙は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

(2) 乙は、業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示を待つて所有者の承諾を得るものとする。

8. 成果品の提出

(1) 乙は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し甲の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、甲の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

9. 成果物

(1) 提出すべきもの

「4. 業務内容」に定める「①騒音・振動調査」の結果について記入した様式1～3の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）1式

(2) 提出場所

長崎県県民生活環境部地域環境課

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）

10. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって、甲に次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務工程表

(2) 業務完了報告書

11. 検 査

(1) 乙は、業務完了報告書を提出する際には、成果品の整備がすべて完了し甲に提出していないなければならない。

(2) 甲は、乙の立会いのもとに、以下の検査を行うものとする。

①成果品の検査

②業務等管理状況の検査

(3) 検査の結果、不備及び誤りが発見された場合、乙は速やかに修補を行わなければならない。

12. 一時中止

次の各号に該当する場合において、甲は乙に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

(1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合

(2) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合

(3) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合

(4) 安全確保上必要があると認めた場合

13. 守秘義務

乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

新幹線鉄道騒音測定結果記録様式・測定位置図（地点番号 ○）

調査日：令和○年○月○日

路線名：西九州新幹線 測定場所：〇〇市〇〇付近 用途地域：無指定地域（市街化調整区域） 地域類型：Ⅰ
 キロ程：1235K678M 測定地点側の軌道：上り線 土木構造物の種類：高架橋 軌道の種類：スラブ軌道

平面図 ※ 測定点と建物等（反射物）との距離 12.5 m：約2.5 m（家屋） 25 m：約2.0 m（民家の塀）	測定現場写真 ○m点後方より ※測定点後方より全景を撮影
断面図 ※ 測定点と軌道面との高低差：約 5.0 m ※ 騒音対策実施状況：防音壁（直型）H = 2.0 m	●●側より ※測定点側方より全景を撮影

新幹線鉄道騒音測定結果記録様式・測定記録個表（地点番号 ○○）

測定日：令和○年○○月○○日

路線名：西九州新幹線 測定場所：A市B町1-23付近（B小学校南側） 上り 地域類型：I

〇時時点の気象条件 → 天気：（晴れ・曇り・小雨） 気温：○○℃ 風速：○○m/s 風向：（16方位）

騒音計：○○社製 型番○○ ウィンドスクリーンの形式：○○社製 型番○○

暗騒音の状況： $L_{Aeq,T}$ ○○dB、 $L_{A95,T}$ ○○dB、測定の妨げとなった主な騒音源 ○○○○

列車 番号	測定時刻	上下別		最大騒音レベル $L_{A, Smax}$ (dB)			列車速度		車両 形式	編成 両数	特記事項
		上	下	25 m	その他		秒	km/h			
					○ m	△ m					
1	10:00	○		72.8	72.4	69.8	5.4	267	○系+△系	16	
2	10:10	○		-	-	-	2.9	248	△系	8	欠測(自動車)
3	10:20		○	73.5	72.8	-	1.7	212	□系	4	△m点欠測(自動車)
4	10:40	○		-	-	-	5.2	277	○系+△系	16	欠測(列車すれ違い)
5	10:40		○	-	-	-	データ無	-	△系	8	欠測(列車すれ違い)
6	.										
7	.										
8	.										
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

	25 m	○ m	△ m
評価値 $L_{A, Smax}$ (dB)			
平均列車速度 (km/h)			

※ 測定列車が20本に満たない場合：その理由、状況等
記載例）列車の運行本数が少ないため、約6時間経過した時点で得られた連続して通過する列車の測定本数は18本（欠測を除く）であったが、当該箇所では暗騒音が安定し、測定値のバラツキも比較的小さかったことから、マニュアル6.3.2の注記5の取扱いを適用し測定を終了した。

振動計：〇〇社製 型番〇〇

[illegible]

(別紙)測定点一覧

測定点番号	測定場所 (住所)
1	東彼杵町瀬戸郷付近 (東彼杵町瀬戸郷137番地2)
2	大村市松原1丁目付近
3	大村市小路口本町付近 (大村市小路口本町516-16地先)
4	大村市三城町付近
5	諫早市下大渡野町付近 (諫早市下大渡野町(番地なし))
6	諫早市本明町付近 (諫早市本明町260-1地先)
7	諫早市永昌町付近 (諫早市永昌町4-26)
8	諫早市平山町付近 (諫早市平山町118-1地先)
9	長崎市船石町付近 (長崎市船石町797)
10	長崎市東町付近 (長崎市東町2286・2292番)
11	長崎市八千代町付近

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 1)

路線名：西九州新幹線

測定場所：東彼杵町瀬戸郷付近

用途地域：無指定地域 (白地地域)

地域類型：I

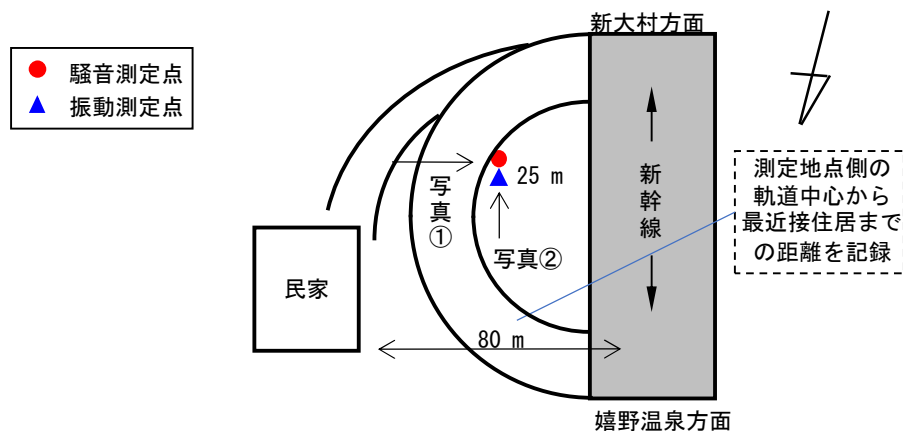
キロ程：21k700m付近

測定地点側の軌道：下り線

土木構造物の種類：高架橋

軌道の種類：スラブ軌道

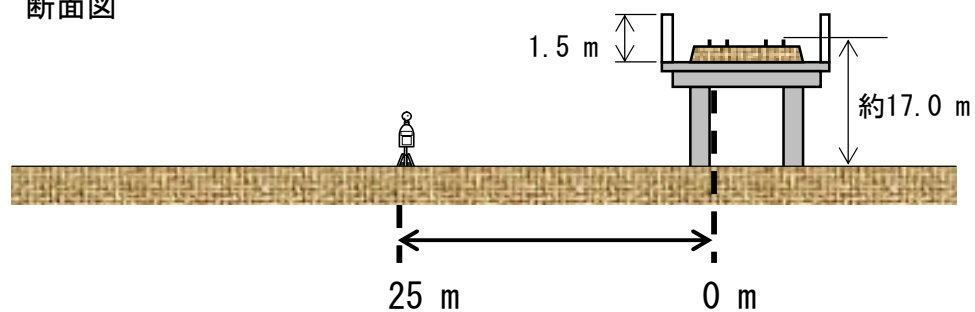
平面図



※ 測定点と建物等 (反射物) との距離

25 m : なし

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 17.0 m

※ 騒音対策実施状況：防音壁 (直型) H = 1.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

右側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 2)

路線名：西九州新幹線

測定場所：大村市松原1丁目付近 用途地域：第1種住居地域

地域類型：I

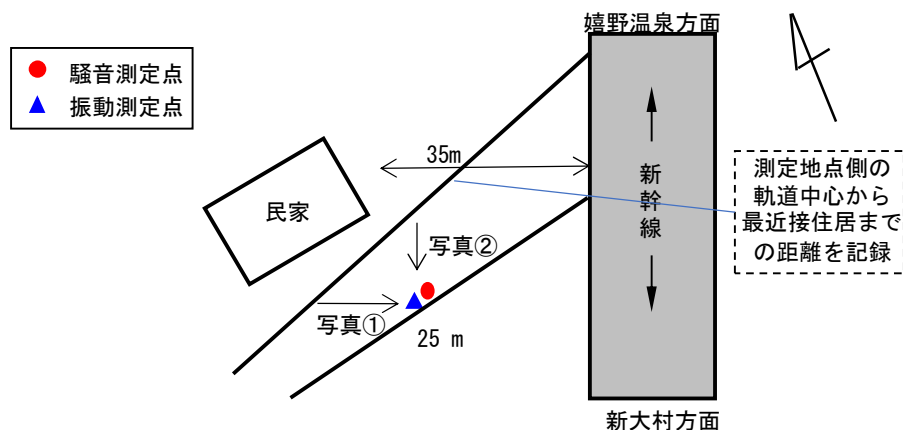
キロ程：26k900m付近

測定地点側の軌道：上り線

土木構造物の種類：高架橋

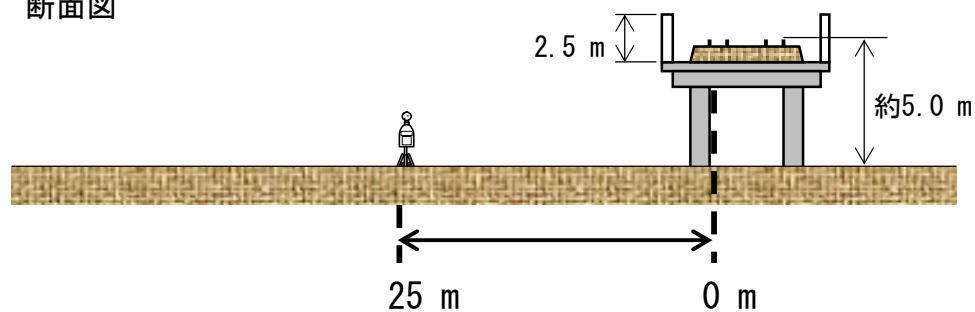
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m : 10 m (民家)

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 5.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁（直型）H = 2.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 3)

路線名：西九州新幹線

測定場所：大村市小路口本町付近 用途地域：第1種住居地域

地域類型：I

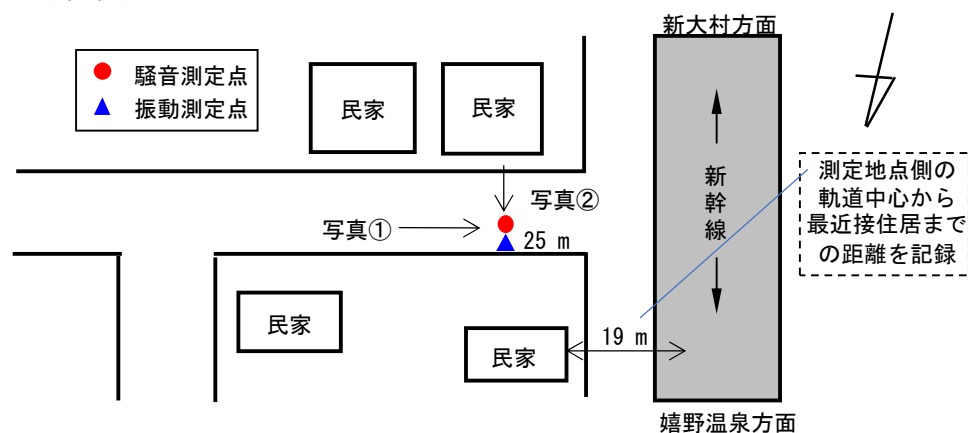
キロ程：31k320m付近

測定地点側の軌道：下り線

土木構造物の種類：高架橋

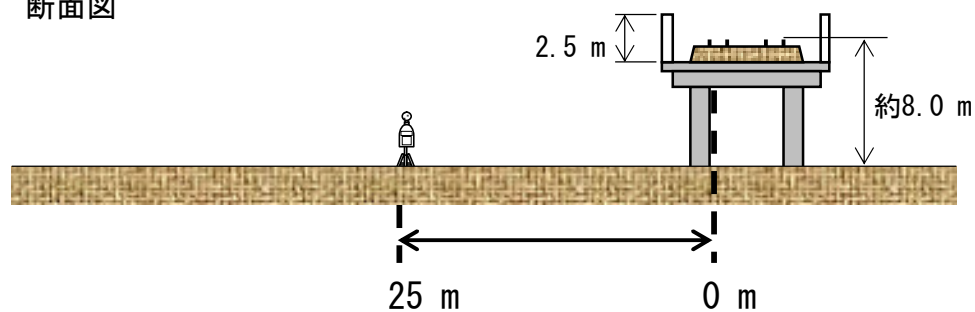
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：約9.0 m（民家の塀）

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 8.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 2.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 4)

路線名：西九州新幹線

測定場所：大村市三城町付近

用途地域：第1種低層住居専用地域

地域類型：I

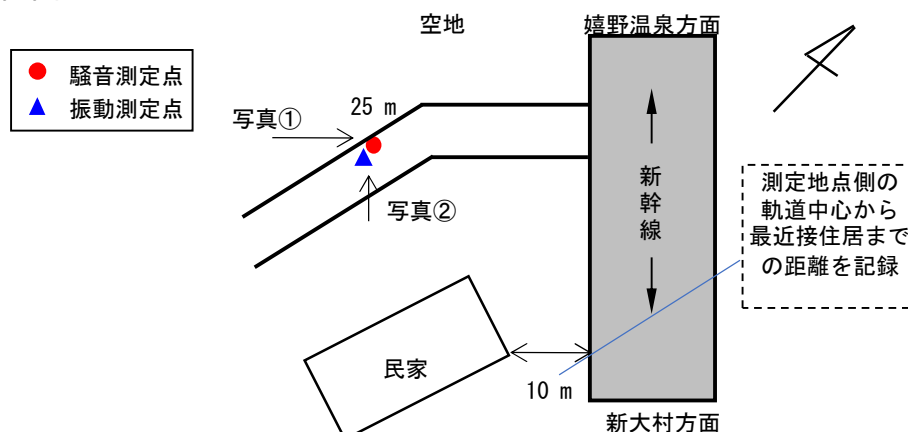
キロ程：33k800m付近

測定地点側の軌道：上り線

土木構造物の種類：高架橋

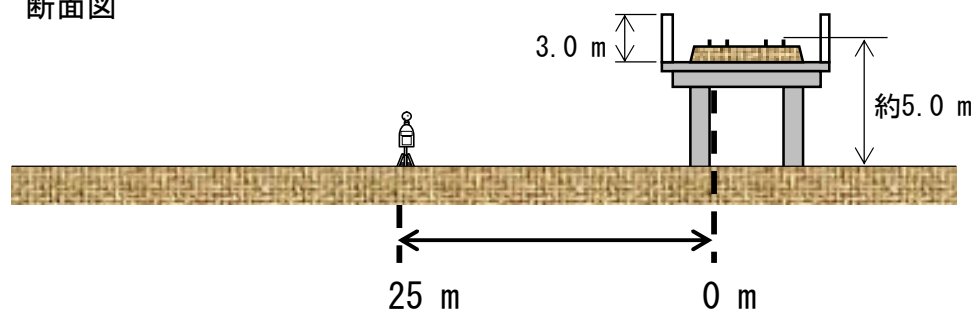
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：約24 m（民家）

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 5.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 3.0 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

右側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 5)

路線名：西九州新幹線

測定場所：諫早市下大渡野町付近 用途地域：無指定地域（市街化調整区域）

地域類型：I

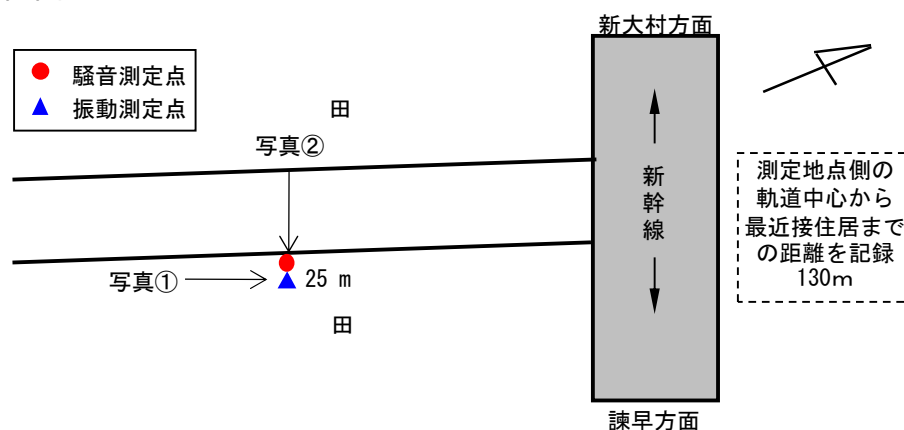
キロ程：40k940m付近

測定地点側の軌道：上り線

土木構造物の種類：高架橋

軌道の種類：スラブ軌道

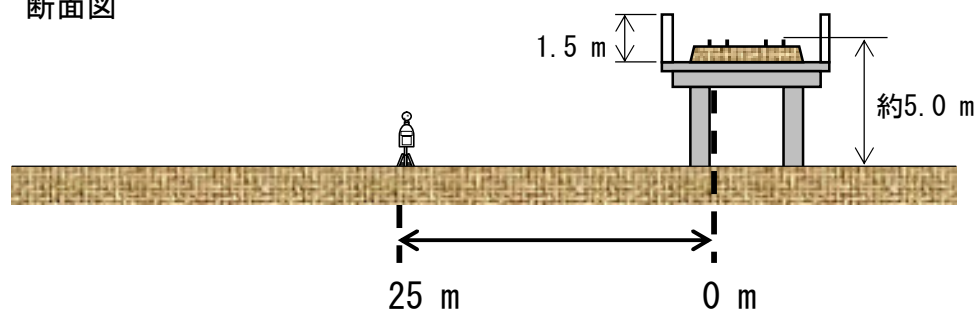
平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離

25 m：なし

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 5.0 m

※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 1.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 6)

路線名：西九州新幹線

測定場所：諫早市本明町付近

用途地域：無指定地域（市街化調整区域）

地域類型：I

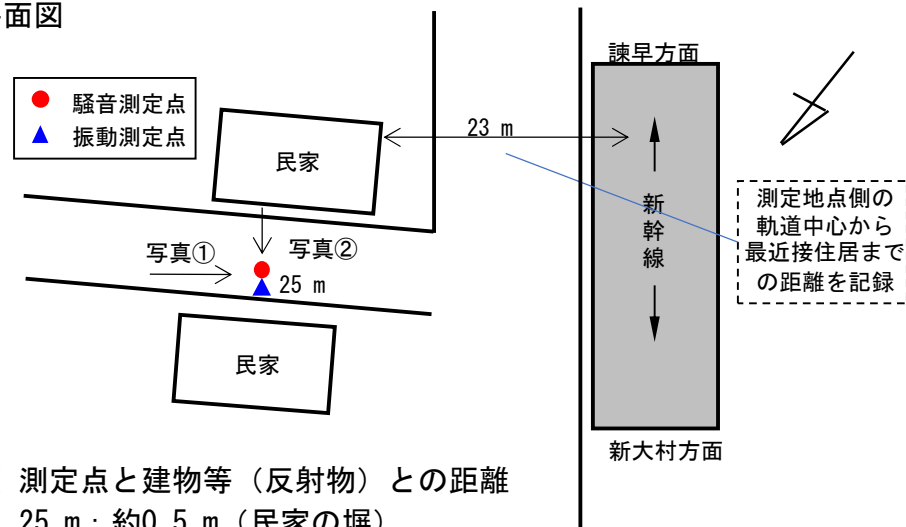
キロ程：42k930m付近

測定地点側の軌道：下り線

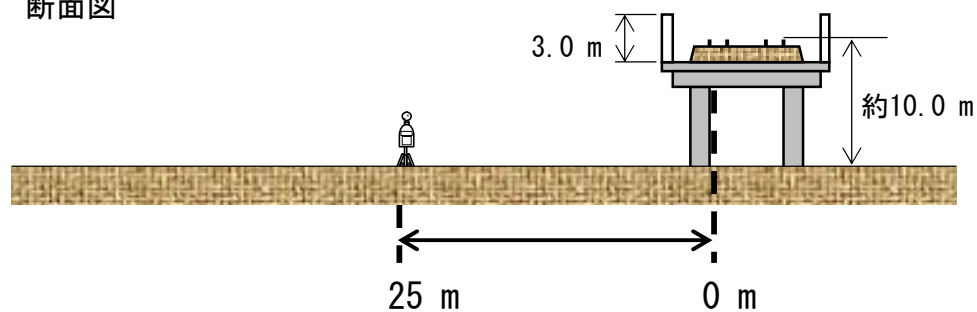
土木構造物の種類：高架橋

軌道の種類：スラブ軌道

平面図



断面図



測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 7)

路線名：西九州新幹線

測定場所：諫早市永昌町付近

用途地域：第2種中高層住居専用地域

地域類型：I

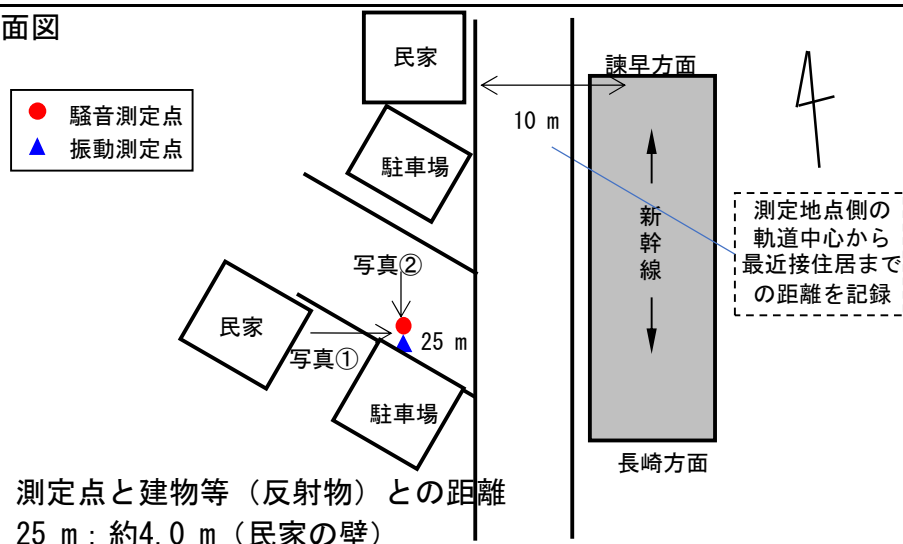
キロ程：45k190m付近

測定地点側の軌道：上り線

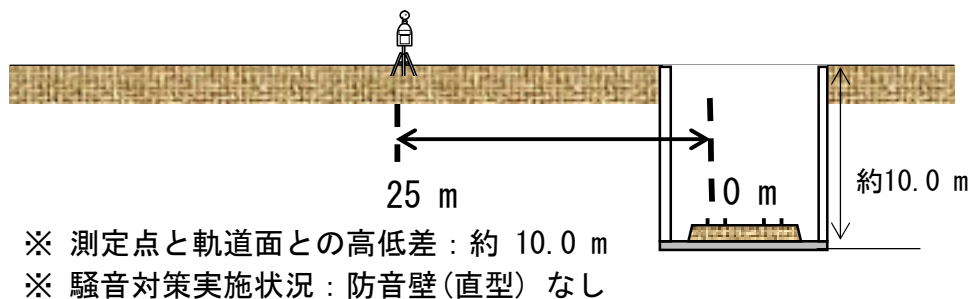
土木構造物の種類：堀割

軌道の種類：スラブ軌道

平面図



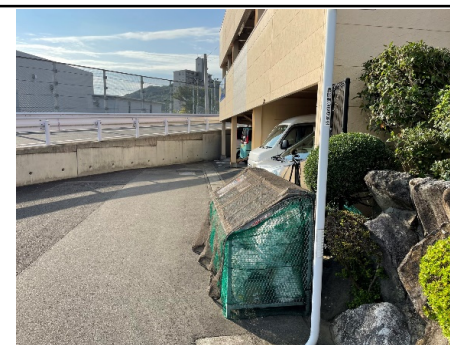
断面図



測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 8)

路線名：西九州新幹線

測定場所：諫早市平山町付近

用途地域：第1種住居地域

地域類型：I

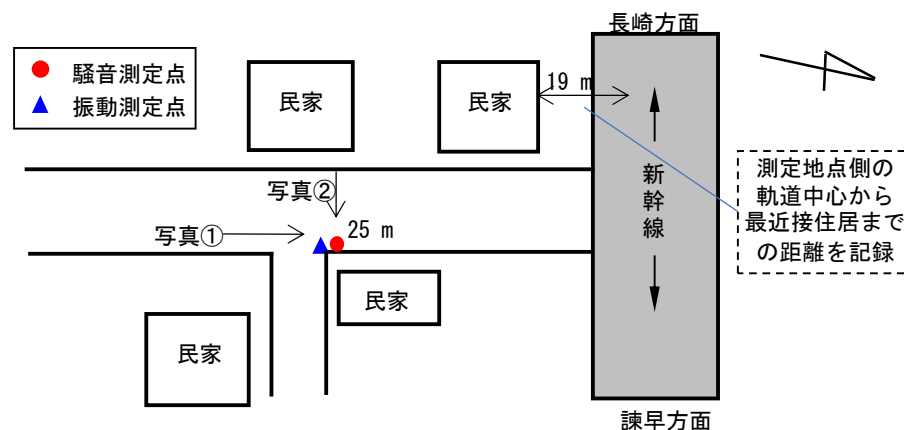
キロ程：46k750m付近

測定地点側の軌道：下り線

土木構造物の種類：高架橋

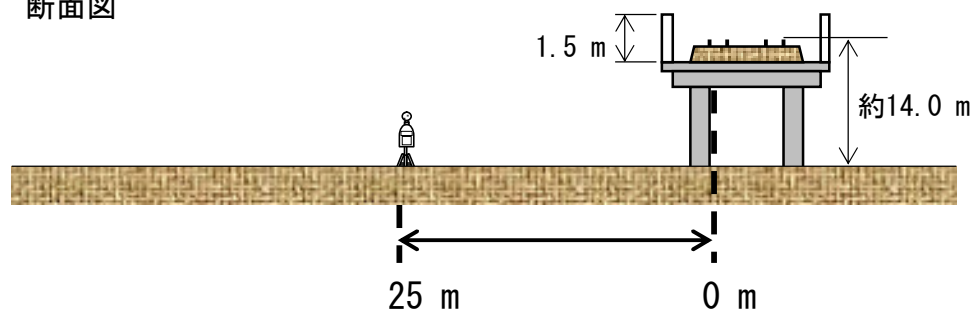
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：約1.0 m（民家の塀）

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 14.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 1.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 9)

路線名：西九州新幹線

測定場所：長崎市船石町付近

用途地域：無指定地域（市街化調整区域）

地域類型：I

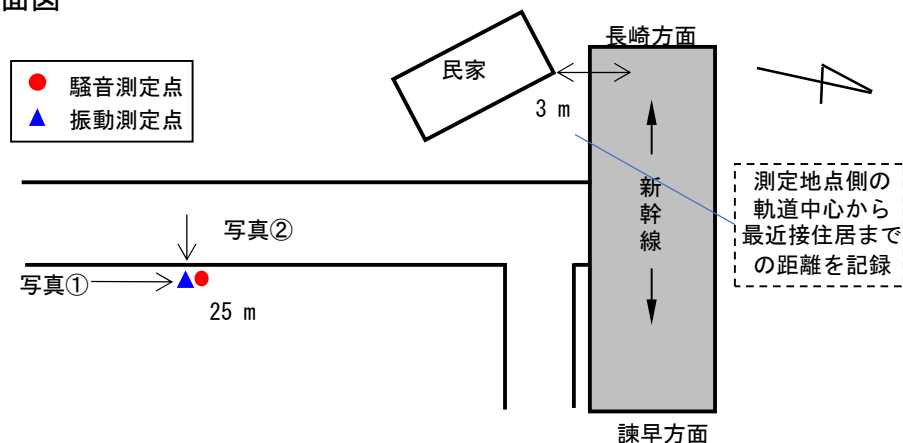
キロ程：53k800m付近

測定地点側の軌道：下り線

土木構造物の種類：高架橋

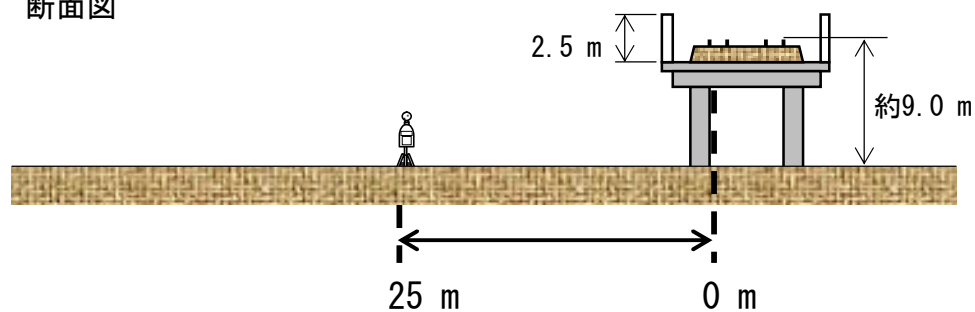
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：なし

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 9.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 2.5 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 10)

路線名：西九州新幹線

測定場所：長崎市東町付近

用途地域：第1種住居地域

地域類型：I

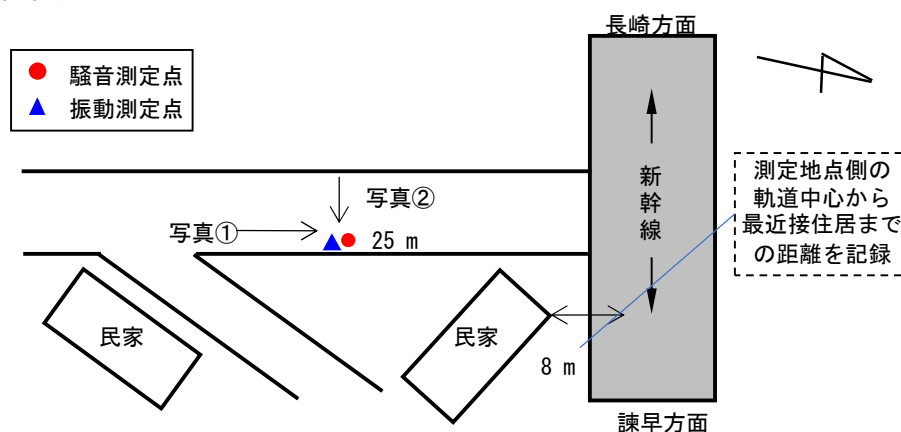
キロ程：56k170m付近

測定地点側の軌道：下り線

土木構造物の種類：高架橋

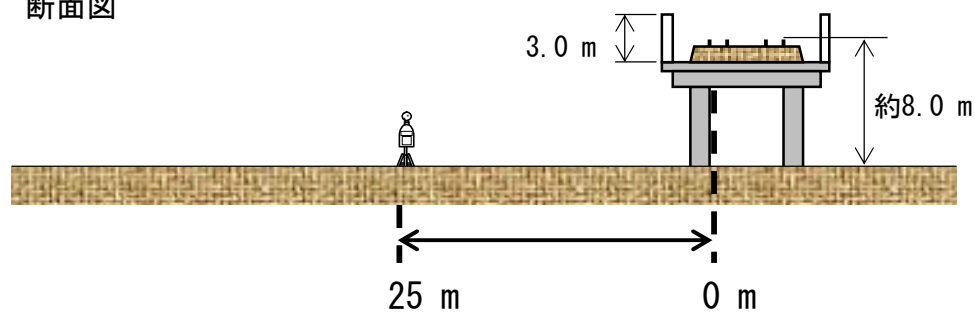
軌道の種類：スラブ軌道

平面図



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：約3.5 m（斜面）

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 8.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁（直型）H = 3.0 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

左側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(別紙) 測定点一覧

新幹線鉄道騒音・振動 測定位置図 (地点番号 11)

路線名：西九州新幹線

測定場所：長崎市八千代町付近

用途地域：商業地域

地域類型：Ⅱ

キロ程：65k330m付近

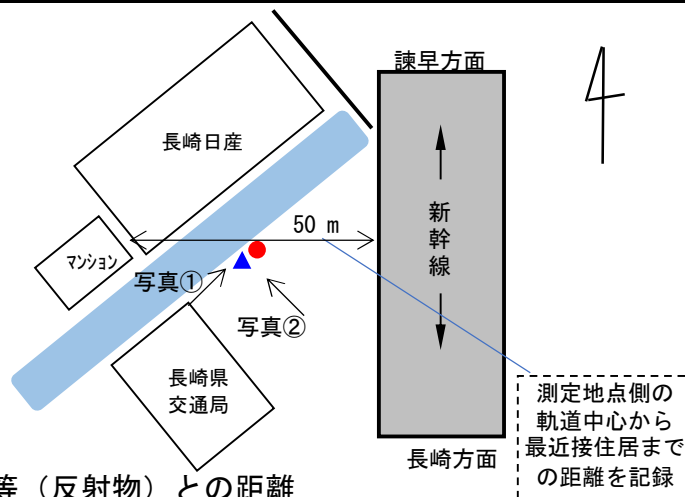
測定地点側の軌道：上り線

土木構造物の種類：高架橋

軌道の種類：スラブ軌道

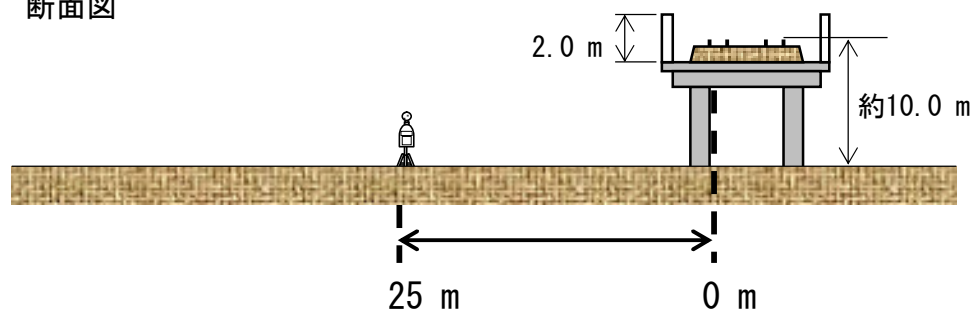
平面図

- 騒音測定点
- ▲ 振動測定点



※ 測定点と建物等（反射物）との距離
25 m：約10 m（ビルの壁）

断面図



※ 測定点と軌道面との高低差：約 10.0 m
※ 騒音対策実施状況：防音壁(直型) H = 2.0 m

測定現場写真

25m点後方より

写真①



※測定点後方より全景を撮影

右側より

写真②



※測定点側方より全景を撮影

(様式第 1 号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する令和 7 年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号					
------	--	--	--	--	--

本社

--	--

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								印
電話番号					FAX番号			

支社

--	--

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								印
電話番号					FAX番号			

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書 (様式第2号)
- 2 財務関係明細書
- 3 営業概要書
- 4 委任状

添 付 書 類

ア 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人にあつては、次の①、②及び③

① 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

② 住所地の市町村長が発行する住民票

③ 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第3号）

カ 計量法第107条の規定に基づき長崎県知事が交付した省令第38条に定める事業区分のうち省令別表第4の7の項に定める音圧レベル及び第4の8の項に定める振動加速度レベルに係る計量証明事業者としての登録証について、申請者より原本証明された写し

(様式第2号)

1 誓 約 書

令和7年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託に係る競争入札に参加する資格を取得した
うへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約い
たします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書

貸借対照表

令和 年 月 日現在 単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部 合 計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産			
		資本の部 合 計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

単位：千円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益[(ア)－(イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益[(ウ)－(エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益[(オ)＋((カ)－(キ))]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(サ) 税引前当期利益[(ク)＋((ケ)－(コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益[(サ)－(シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益[(ス)＋(セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。

2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資本 額	区分	資本金	資 本 準備金	利 益 準備金	任意・別途 積 立 金	当 期 未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基 準 年 度						

(3) 財務比率

純利益率	当期利益	千円	$\times 100 =$	%
	総売上高	千円		
固定長期 適 合 率	固定資産計	千円	$\times 100 =$	%
	固定負債計＋自己資本計	千円		
流動比率	流動資産計	千円	$\times 100 =$	%
	流動負債計	千円		

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(4) 営業実績（販売）

損益計算書と同期間

取 扱 品 目	金 額	営業比率	長崎県庁売上高欄
	千円	%	千円
合 計			

(注) 合計欄の額は、損益計算書の売上高と一致すること。

(5) 営業経歴

年 月 日	経 歴 (創業から現在まで)

営 業 年 数	現組織への変更	現組織へ変更後の営業年数
年 月	年 月 日	年 月

(6) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
	支社等の従業員数	()	()	()	()

1) 技術関係職員の職種別内訳

職 種 別	人 数		資格等の内容
	総 数	支 社 等	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

2) 総括責任者等の設置可能数

職 種	総括責任者(人)	副総括責任者(人)	技術責任者(人)

※ 該当する公示を参考に必要な項目のみ記載してください。

3) 上記 2) の詳細情報

(総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(副総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(技術責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

※入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、役 職 名

を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品納入・代金請求・領収の件

委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第3号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

印鑑届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第4号)

資 格 審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 大石 賢吾

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を
審査した結果、（下記のとおり資格がある、資格がない）ものと決定しました。

記

1 登 録 番 号

2 登 録 年 月 日

3 登 録 品 目 （ 業 種 ）

4 有 効 期 間

登録番号					
------	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地
TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更 年 月 日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

競争入札参加資格申請の手引

長崎県 県民生活環境部 地域環境課

1 申請書の提出

(1) 受付期間

申請の時期は、この入札に関する公示の日から令和7年9月18日（木）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境部 地域環境課（環境監視班）

電話（代表）095-824-1111 内線：4760

（直通）095-895-2356 担当：野崎

(3) その他

- ・資格審査の結果は文書で通知します。
- ・資格の有効期間は資格を付与された日から令和8年3月31日までとします。

2 申請書を受付できない方

令和7年9月10日付け一般競争入札の参加者の資格等について（告示）の2の競争入札に参加することができない者に該当する者。

3 申請書添付書類

申請には「競争入札参加資格審査申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区 分	添 付 書 類
①登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	申請人が法人の場合添付。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。 （写しも可。ただし、申請者により原本証明がなされたもの）
②身元（分）証明書	申請人が個人の場合添付。本籍地の市町村長発行のもの。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。（原本に限る）
③住民票	申請人が個人の場合添付。住所地の市町村長発行のもの。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。（原本に限る）
④成年後見登記制度 における登記事項証明書	・申請人が個人の場合添付。東京法務局が証明するもの。 ・最寄りの法務局から登記されていないことの証明申請書（登記事項がある場合は登記事項証明申請書）を求め、郵送等で証明申請を行う。登記されていないことの証明は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明をとること。 ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。（原本に限る）

⑤納税証明書	①(都道府)県税に関し未納がないことを証する証明書 ・長崎県内に本社又は支店等があるものについては長崎県の県税事務所が発行したもの。 ・長崎県外に本社及び支店等があるものについては本社の所在地の県(都道府)税事務所が発行したもの。 ②消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 ※税務官署が発行したもの。(免税業者は除く) ※申請日前3か月以内に発行されたもの。(原本に限る)
⑥許認可等証明書	営業に関し許可、認可等を必要とする場合のみ。 ※申請者により原本証明された写しとする。
⑦計量証明事業者としての登録証の写し	計量法第107条の規定に基づき長崎県知事が交付した、省令第38条に定める事業区分のうち省令別表第4の7の項に定める音圧レベル及び第4の8の項に定める振動加速度レベルに係る計量証明事業者としての登録証の写し(申請者により原本証明がなされたもの)

4 申請書の記載方法

(1) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

①登録番号は、資格審査を行った後、資格を付与する場合に決定するので、申請書には記入しないこと。

②支社(店)等に入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

1)「所在地」欄においての丁目、番号は「- (ハイフン)」により省略して記載してかまわないこと。

(例) 長崎市尾上町3-1

2)「商号又は名称」の欄で株式会社等法人の場合は次のように略号を用いてかまわないこと。

株式会社-(株) 有限会社-(有) 合名会社-(合) 合資会社-(資)

フリガナの欄はカタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例)

カンキョウ
(株) 環境

3)「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職についてはフリガナは記載しないこと。

(例)

カンキョウ タロウ
代表取締役 環境 太郎

4)「電話番号」、「FAX番号」の欄は市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ

「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。

(例)

095-895-2356

5)「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

③「消費税及び地方消費税」の欄は消費税法に基づく区分で、申請時点で「課税、非課税のいずれか該当するもの(番号)」を○で囲むこと。

※『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、真実に相違ないよう十分留意すること。

(2) 誓約書(様式第2号)

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を

提出すること。

(3) 財務関係明細書

- ・金額は、すべて千円単位で記入すること。
- ・基準年度分を記入すること。
- ・決算書の貸借対照表、損益計算書から千円未満を切り捨てて記入すること。従って、合計欄が合わない場合もあることに留意すること。

(4) 営業概要書

「(1) 前2カ年の損益状況」

- ・基準年度及びその前年度分を記入すること。
- ・「(A) のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県（本庁、地方機関、高校、警察等）への売上がある場合に記入すること。

「(2) 前2カ年の自己資本金の状況」

- ・基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。
- ・個人の場合「資本金」には元入金を記入すること。

「(4) 営業実績（販売）」

- ・基準年度の販売実績を記入すること。（合計は損益計算書の売上高と一致する。）
- ・「営業比率」は全体を100とし、各取扱品目が全体に占める割合を記入する。

「(5) 営業経歴」

「営業年数」及び「現組織へ変更後の営業年数」は月数計算で30日未満は切り捨てて記入すること。

「(6) 従業員数」

- ・「総従業員数」は代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。
※支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数（ ）」欄に総従業員数の内数で記入すること。
- ・なお、「総括責任者等の設置可能数」の欄には、本委託業務を実施すると仮定した場合に配置可能な人員を記載すること。
- ・また、(6)の3の「入札に付する業務に係る資格等」の欄については、入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

(5) 委任状

- ・支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。被委任者（受任者）は、支社（店）等の代表者を記入すること。
- ・委任期間は、資格を付与された日から令和8年3月31日までとすること。
ただし、代金請求・領収の件まで委任する場合は、令和8年5月31日までとすること。

(6) 印鑑届（様式第3号）

- ・入札、見積、契約、請求書等県と取引をする場合に使用する印（支社等に権限を委任する場合は支社長等の印）
- ・使用する印は実印、登記印である必要はない。

5 資格審査申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

- （1）商号又は名称
- （2）所在地
- （3）代表者
- （4）資本金（法人の場合）
- （5）使用印鑑
- （6）委任事項
- （7）電話番号